

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則

第1章 総 則

(用語)

第1条 この細則において、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則(以下「規則」という。)の用語と同一の用語は、同一の意味をもつものとする。

(電磁的方法による提供方法)

第2条 規則第7条第1項に規定する電磁的方法は、次に掲げるものをいう。

- (1) 外国株券等参加者の事務所又は機構が認めた場所に外国株券等参加者が設置する外国株券等保管振替決済システム(外国株券等保管振替決済制度における保管及び振替決済に関するシステムをいう。)における端末装置(以下「外株参加者端末装置」という。以下同じ。)からの入出力
- (2) 外国株券等参加者のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であって、機構が適当と認めるもの(以下「外株ファイル伝送」という。)
- (3) 機構と株式事務取扱機関との間において、外国株券等実質株主に関する資料等について、カートリッジ型マグネット・テープその他これに類する媒体による授受
- (4) 機構と現地保管機関との間において、スイフトネットワーク(国際的通信ネットワークのうち Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication と称するネットワークをいう。以下同じ。)又は機構と現地保管機関との間において適当と認める方法によるデータ授受
- (5) 機構と第23条に規定する日本証券クリアリングとの間において、両者が適当と認める方法によるデータ授受

2 前項第1号から第4号までに掲げる方法によるデータ授受の時間及びその制限は、別表1のデータの種別の区分に応じ、同表の時間及び備考の欄に定めるところによるものとし、同項第5号に掲げる方法によるデータ授受の時間及びその制限は、機構が定めるところによるものとする。

(外株保振サイトを利用した情報提供)

第3条 規則第7条第2項に規定する細則で定めるものは、株式会社東京証券取引所が運用するTargetシステムのうち外株保振サイトと称するものであって、外国株券等参加者が電磁的方法によりアクセスすることによって情報の提供を受ける方法をいう。

(障害発生時の取扱い)

第4条 機構は、前2条に規定する方法による情報の授受ができない状況にあり、又は困難な状況にあると認める場合には、次の各号に掲げる障害の発生状況の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

- (1) 第2条第1項各号に掲げる方法の全部又は一部の障害 機構があらかじめ定める様式の磁気テープ若しくはフロッピーディスクによる入出力又はファクシミリ若しくは書面による通知
- (2) 前条に規定する方法の障害 ファクシミリ又は書面による通知

2 前項の場合には、機構は、速やかにその旨を、ファクシミリその他の手段により外国株券等参加者に通知する。

第2章 取扱外国株券等

(取扱外国株券等の廃止等の取扱い)

第5条 機構は、規則第12条第1項から第3項まで及び同条第5項の規定により外国株券等を機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱わないものとした場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に当該外国株券等の取扱いを廃止するものとする。この場合において、当該外国株券等発行者の所在地等における法制度等を勘案するものとする。

(1) 取扱外国株券等が上場廃止となる場合

金融商品取引所における取扱外国株券等の売買(以下「取引所取引」という。)に係る最終決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ外国株券等参加者に通知した日

(2) 前号の規定にかかわらず、外国株券等の発行者の破産手続、再生手続、更生手続又は解散の事由により上場廃止となる場合であって、次のイからニまでのいずれかに規定するとき

イ 規則第12条第3項第1号のとき

資本金の額の減少の効力発生日又は機構がこれを知った日の翌日以降の日であって、あらかじめ外国株券等参加者に通知した日

ロ 規則第12条第3項第2号のとき

破産手続開始の決定を受けた日又は機構がこれを知った日の翌日以降の日であって、あらかじめ外国株券等参加者に通知した日

ハ 規程第12条3項第3号のとき

清算終了の登記を行った日又は機構がこれを知った日の翌日以降の日であって、あらかじめ外国株券等参加者に通知した日

ニ イから八まで以外るとき

外国株券等の発行者が規則第12条第3項各号に該当しないと機構が認めた日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ外国株券等参加者に通知した日

2 規則第12条第1項から第3項までに規定する取扱外国株券等の預託及び交付等は、

次のとおり取り扱うものとする。

(1) 預託の取扱い

機構は、取引所取引に係る最終売買決済日の翌日以降、当該取扱外国株券等の預託を受けないものとする。

(2) 交付等の取扱い

外国株券等参加者は、取引所取引に係る最終売買決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ指定する日までに交付等の請求をしなければならない。ただし、外国株券等の発行者が規則第12条第3項各号に該当する場合には、本文の規定にかかわらず、前項第2号に規定する日から機構があらかじめ周知のうえ定める日まで、取扱廃止後外国株券等の交付等の請求を行うことができる。

3 規則第12条第4項に規定する処分は、機構が、前項第2号ただし書に定める日までに交付等の請求のない取扱廃止後外国株券等について、遅滞なく行うものとする。

第3章 外国株券等参加者

第1節 口座開設手続

(外国株券等参加者口座開設申請の手続)

第6条 規則第14条第1項の規定に基づく外国株券等参加者口座の開設は、1口座に限るものとする。

2 規則第14条第1項の規定により口座の開設を申請しようとする者は、所定の外国株券等参加者口座開設承認申請書を機構に提出しなければならない。

3 前項の外国株券等参加者口座開設承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 次に掲げる事項を記載した約諾書

イ 規則及びこの細則その他の規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと。

ロ 機構が定める外国株券等保管振替決済業務の業務処理の方法に従うこと。

(2) その他機構が必要と認めて指定する書類

第2節 外国株券等参加者の届出等

(届出事項)

第7条 規則第15条に規定する細則で定める外国株券等参加者の届出事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 外国株券等参加者が、外国株券等に係る顧客口座簿を作成しないときは、その旨

(2) 機構との間で外国株券等保管振替決済業務に係る業務の処理を担当する外国株券等業務取扱担当者の役職名及び氏名(当該外国株券等業務取扱担当者が株券等業務規程施行規則第10条第1項第5号により定める者と同じである場合にはその旨)

- (3) 機構との間の外国株券等保管振替決済業務に係る業務に使用する印鑑(当該印鑑が株券等業務規程施行規則第10条第1項第6号により定めるものと同一である場合にはその旨)
 - (4) 外国株券等参加者が、機構との間の外国株券等保管振替決済業務に係る業務を当該外国株券等参加者に代わって行う者(以下「外国株券等業務代行者」という。)を定めることを機構に認められた場合には、当該外国株券等業務代行者の名称、所在地及び業務の範囲並びに当該外国株券等業務代行者の外国株券等業務取扱担当者及び外国株券等業務取扱責任者の役職名及び氏名
 - (5) その他機構が外国株券等保管振替決済業務を実施するため届出の必要があると認めてその都度指定する事項
- 2 前項各号に掲げる事項の届出については、所定の届出書により行うものとする。

(機構の行う外国株券等保管振替決済業務に係る帳簿)

第8条 規則第17条に規定する細則で定める機構の行う外国株券等保管振替決済業務に係る帳簿は、次に掲げる帳簿とする。

- (1) 外国株券等顧客口座簿
- (2) 外国株券等実質株主に関する資料等に関する帳簿

第3節 外国株券等参加者口座の廃止

(外国株券等参加者口座廃止申請の手続)

第9条 規則第19条第1項の規定により口座の廃止を申請しようとする外国株券等参加者は、所定の外国株券等参加者口座廃止申請書を機構に提出しなければならない。

(外国株券等参加者口座の廃止の場合の取扱い)

第10条 規則第19条第2項又は第3項の規定により外国株券等参加者口座を廃止する場合には、機構は、機構が指定した外国株券等参加者口座の廃止の日(以下「外国株券等参加者口座廃止日」という。)の前営業日までに、第18条に規定する振替請求に基づき他の口座への振替をし、又は交付等の請求に基づき外国株券等参加者口座が廃止となる外国株券等参加者に交付等を行う。

第4章 外国株券等の保管又は管理及び振替に関する取扱い

第1節 外国株券等の預託

(外国株券等参加者自己分と顧客預託分の別の通知)

第11条 外国株券等参加者は、毎営業日の午前9時までに、前営業日における当該外国株券等参加者の預託外国株券等の残高につき、外国株券等参加者自己分と顧客預託分

の別を、機構に通知しなければならない。ただし、システム障害その他のやむを得ない事由により本文の通知に遅延が生じた場合には、当該遅延の事由が除去された後、直ちに機構に通知するものとする。

(残高証明書の請求)

第12条 規則第25条に規定する外国株券等参加者口座簿の写しとは、当該外国株券等参加者口座簿における残高証明書をいう。

2 外国株券等参加者又はその顧客は、機構に対し前項に規定する残高証明書を請求しようとする場合には、所定の残高証明書交付請求書を機構へ提出しなければならない。この場合において、顧客が当該残高証明書交付請求書の交付を請求するときには、当該顧客の顧客口座を開設している外国株券等参加者を經由してしなければならない。

(預託を制限する日の取扱い)

第13条 規則第40条第1項第7号に規定する「機構が必要と認める日」は、原則として機構が外国株券等発行者の同条同項1号から6号に掲げる事項を、やむを得ない事情により遅延して把握した場合における機構が定める日とする。

第2節 外国株券等の保管又は管理の取扱い

(口座残高の通知等)

第14条 機構は、規則第46条により、毎営業日に、外国株券等参加者口座の残高を外国株券等参加者に通知する。

2 外国株券等参加者は、前項により通知された口座残高と自己が管理する口座残高との照合を行い、相違がある場合には、直ちに機構に申し出なければならない。

第3節 預託外国株券等の不足の補てん

(不適格な外国株券等)

第15条 規則第49条に規定する不適格な外国株券等は、次に掲げる外国株券等をいう。この場合において、当該外国株券等の判断は、外国株券等発行者の所在地等における法制度等を勘案するものとする。

- (1) 公示催告の申立中である外国株券等
- (2) 除権判決があった外国株券等
- (3) 資本の減少、株式の併合又は分割により株式数の表示が現在の株式の内容と異なる外国株券等
- (4) 合併、株式交換又は株式移転に伴う外国株券等の提供により無効となった外国株券等
- (5) 偽造又は変造された外国株券等
- (6) 質権に関する表示がなされた外国株券等

- (7) 汚損又は毀損している外国株券等
- (8) 現地保管機関が受渡物件として不適格と認める外国株券等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、機構が不適格と認める外国株券等

(取締役会が定める限度による補てん)

第16条 規則第50条第3項に規定する取締役会の定める限度は、機構の剰余金相当額とする。

2 前項の機構の剰余金相当額は、事故発生日の属する機構の事業年度の直前事業年度(以下この項において「前期」という。)の末日における純資産額(前期に関する定時総会において定めた利益処分又は損失処理後の額とする。)から、前期の末日における資本金、資本準備金及び利益準備金(前期に関する定時総会において定めた利益処分又は損失処理後の額とする。)を差し引いた額をいう。

3 機構は、前項に規定する機構の剰余金相当額を限度として、その都度、取締役会が定める額により、規則第50条第3項の規定による外国株券等の補てんをする。

(外国株券等参加者が連帯して行う預託外国株券等の不足の補てん)

第17条 規則第51条第2項に規定する外国株券等参加者(以下この条において単に「参加者」という。)が行う預託外国株券等の不足の補てんは、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 第一次補てん

参加者が行う預託外国株券等の不足の補てんに係る補てん総額(以下この条において「参加者補てん総額」という。)を規則第51条第2項の規定により連帯して補てんを行う参加者の数で除して得た額(1円に満たない端数が生じた場合には、切り上げた額)とする。ただし、その額は参加者ごとに200万円を超えないものとする。

(2) 第二次補てん

次の算式により算出された金額(1円に満たない端数が生じた場合には、切り上げた額)とする。

$$\begin{array}{l}
 \text{参加者ごとの補てん額} = \frac{\text{参加者補てん総額} - \text{前号の規定により支払われた第一次補てんに係る金額の総額}}{\text{当該期間の機構の営業日数(休業日以外の日数をいう。事故発生日から起算して直前1年間の預託外国株券等の株式の数の総数)}} \times \dots (a) \\
 \text{参加者ごとの補てん額} = \frac{\text{参加者補てん総額} - \text{前号の規定により支払われた第一次補てんに係る金額の総額}}{\text{(a)の合計}}
 \end{array}$$

2 機構は、前項第1号に規定する算式により参加者ごとの第一次補てんに係る金額を算

出し、当該各参加者に通知する。

- 3 参加者は、前項の規定により機構から金額を通知された第一次補てんに係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対し支払うものとする。
- 4 機構は、第2項に規定する通知を行った参加者から第一次補てんに係る金銭の支払いを確認できた場合であって、なお参加者補てん総額の全額の補てんが終了しないときは、遅滞なく第1項第2号の算式により参加者ごとの第二次補てんに係る金額を算出し、当該各参加者に通知する。
- 5 参加者は、前項の規定により機構から金額を通知された第二次補てんに係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対して支払うものとする。
- 6 前項の場合において、法律の規定に基づく破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始等の申立て（外国株券等発行者の所在地等の法制度等を勘案するものとする。）がなされ、当該金銭を支払えないと認められる一の参加者（以下この項において「破綻参加者」という。）があったときは、機構は、当該破綻参加者が支払うべき金銭（当該破綻参加者が実際に支払った金銭を除く。）を、破綻参加者以外の参加者が支払う第二次補てんに係る金銭の総額に加え、その合計額を基に第1項第2号に規定する算式により破綻参加者以外の参加者ごとの第二次補てんに係る金額を算出し、前項に規定する金額を差し引いた額を破綻参加者以外の参加者に通知し、当該参加者は、当該通知に係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対し支払うものとする。

第4節 口座振替

（機構への振替請求手続）

第18条 外国株券等参加者は、その口座の外国株式等につき他の口座への振替の請求をする場合には、振替日の前営業日又は当日に、前日振替請求又は当日振替請求により行わなければならない。

（振替請求の訂正又は取消しの申出）

第19条 外国株券等参加者は、前条に規定する振替請求について、訂正又は取消しをしようとする場合には、次に定めるところによらなければならない。

- （1）外国株券等参加者は、前日請求分について請求日に機構にその訂正又は取消しを申し出る場合には、その旨を明らかにして前条に規定する前日振替請求を機構にしなければならない。
- （2）外国株券等参加者は、前日請求分及び当日請求分について、振替日に機構にその訂正又は取消しを申し出る場合には、その旨を明らかにして前条に規定する当日振替請求を機構にしなければならない。この場合において、振替未了分の訂正又は取消しに限り、申し出ることができる。

（機構による振替業務の取扱い）

第20条 機構は振替を、午前8時から午後4時45分までの機構が指定する時刻に行う。

(外国株券等参加者の振替請求に基づく外国株券等参加者口座簿の記載又は記録等)

第21条 機構は、外国株券等参加者から第18条に規定する振替請求を受けた場合には、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 前日請求分については振替日の業務開始時に、当日請求分については遅滞なく、外国株券等参加者口座簿における当該振替請求を行った外国株券等参加者及び振替先の外国株券等参加者の口座に係る所要の記載又は記録をする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、振り替えるべき口座残高が不足する場合には、当該口座残高が発生した時以後、遅滞なく外国株券等参加者口座簿に所要の記載又は記録をする。
- 2 前項第2号に規定する振り替えるべき口座残高が不足する場合には、振替未了として取り扱い、振替未了分について振替日の午後4時45分までに振り替えるべき口座残高が発生しなかったときは、振替不能とし、当該振替請求はなかったものとして取り扱う。
- 3 機構は、第18条に規定する振替請求(同条に規定する振替請求のうち当日請求分を除く。)について前項の規定により振替未了として取り扱った場合には、外国株券等参加者に対しその旨を通知する。
- 4 機構は、第18条に規定する振替請求について第2項の規定により振替不能として取り扱った場合には、外国株券等参加者に対し振替日に振替不能の明細を通知する。

(振替済みの通知)

第22条 機構は、外国株券等参加者から第18条に規定する振替請求を受けた場合において、前条第1項各号の記載又は記録をしたときは、外国株券等参加者に対しその旨を通知する。この場合において、当該通知を受けた外国株券等参加者は、その内容を確認するものとする。

(指定金融商品取引清算機関)

第23条 規則第60条第1項に規定する細則で指定する者は、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「日本証券クリアリング」という。)とする。

- 2 機構は、日本クリアリングが規則第14条に定める口座の申請をせず、かつ、機構が口座を開設しないときにおいても、規則及び細則の適用においては、外国株券等参加者として取り扱うことができる。

(日本証券クリアリングからの振替請求)

第24条 機構は、日本証券クリアリングが規則第60条に規定する振替の請求をする場合には、日本証券クリアリングに対して、機構が定める方法により、渡方現物清算参加者(日本証券クリアリングの清算参加者のうち日本証券クリアリングの業務方法書に規定する現物清算資格を有する者(以下「現物清算参加者」という。))であり、かつ、外

国株券等の渡方になった外国株券等参加者をいう。以下同じ。)の外国株券等参加者口座から受方現物清算参加者(現物清算参加者のうち外国株券等の受方になった外国株券等参加者をいう。以下同じ。)の外国株券等参加者口座への振替請求をさせることとする。

- 2 前項、第27条第1項及び第28条の規定は、外国株券等の有価証券引渡票に係る外国株券等の貸借の決済のために日本証券クリアリングから口座振替の振替等が行われる場合について準用する。

(日本証券クリアリングの渡方現物清算参加者による振替の一時停止又は解除の申告)

第25条 渡方現物清算参加者は、前条に規定する振替請求について、振替の請求に基づく振替の処理を一時停止する措置(以下「振替の一時停止」という。)の申告又は当該振替の一時停止の解除の指定をすることができる。

(日本証券クリアリングからの振替請求の訂正又は取消し)

第26条 機構は、日本証券クリアリングが第24条に規定する振替請求について訂正又は取消しをしようとする場合には、日本証券クリアリングの指図に基づき、当該訂正又は取消しに係る必要な措置を講じることとする。

(日本証券クリアリングの決済に係る口座振替)

第27条 機構は、日本証券クリアリングから第24条に規定する振替請求を受けた場合には、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 前日請求分については振替日の午後1時に、当日請求分については遅滞なく、外国株券等参加者口座簿における渡方現物清算参加者及び受方現物清算参加者の口座に係る所要の記載又は記録をする。

(2) 前号の規定にかかわらず、振り替えるべき口座残高が不足する場合には、当該状況が明らかになった時以後、遅滞なく外国株券等参加者口座簿に口座振替を実行することができない旨その他所要の記載又は記録をする。

- 2 前項第2号に規定する振り替えるべき口座残高が不足する場合には、機構は、機構が必要と認める時に、渡方現物清算参加者名及び受方現物清算参加者名、銘柄名及び口座振替を実行することができない旨を日本証券クリアリングに通知するものとする。

- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、振り替えるべき口座残高が不足する場合には、当該口座残高が発生した時以後、遅滞なく外国株券等参加者口座簿に所要の記載又は記録をする。

- 4 第2項に規定する日本証券クリアリングからの通知後においてもなお振り替えるべき口座残高が不足する場合には、振替未了として取り扱い、振替未了分について振替日の午後2時45分までに振り替えるべき口座残高が発生しなかったときは、日本証券クリアリングからの振替請求に係る振り替えるべき数量全部を振替不能として取り扱う。

- 5 機構は、第24条に規定する振替請求(同条に規定する振替請求のうち当日請求分を

除く。)について前項の規定により、振替未了として取り扱った場合には、渡方現物清算参加者に対しその旨を通知し、振替不能として取り扱った場合には、渡方現物清算参加者及び受方現物清算参加者に対し振替日に振替不能の明細を通知する。

(日本証券クリアリングの振替請求に基づく振替済みの通知等)

第28条 機構は、日本証券クリアリングから第24条に規定する振替請求を受けた場合において、前条第1項各号の記載又は記録をしたときは、外国株券等参加者に対しその旨を通知する。この場合において、当該通知を受けた渡方現物清算参加者及び受方現物清算参加者は、その内容を確認するものとする。

第5節 外国株券等の交付等

(交付等の請求の訂正又は取消しの指図)

第29条 外国株券等参加者は、機構に対して行った外国株券等の交付等の請求について、訂正又は取消しをしようとする場合には、その旨を明らかにして機構に指図しなければならない。

(外国株券等参加者の交付等の請求に係る残高不足の場合の取扱い)

第30条 機構は、外国株券等参加者から外国株券等の交付等の請求を受けた場合において、交付等すべき口座残高が不足する場合には、当該口座残高が発生した時に外国株券等参加者口座簿に所要の記載又は記録をする。

2 前項の場合には交付等の未了として取り扱い、交付等の請求に係る指図をした日の午後4時45分までに交付等をすべき口座残高が発生しなかった場合には、交付等の不能とし、当該交付等の請求はなかったものとして取り扱う。

(口座振替等の処理順位)

第31条 機構は、同一銘柄について第18条、第24条に規定する振替請求及び交付等の請求を受けた場合には、別表2に定める処理順位により振替等の処理をする。

第5章 預託外国株券等の株主権に係る権利処理及び株主権の行使等に関する業務

第1節 機構を通じた株主権に係る権利処理等

(配当金支払取扱銀行等への委任)

第32条 規則第75条第2項の規定に基づき、源泉徴収事務について、機構が配当金支払取扱銀行及び株式事務取扱機関に委任する事務は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 配当金支払取扱銀行に委任する事務

- イ 外国株券等の配当等を外国株券等実質株主に交付する時に行う、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の2第2項に規定する所得税及び地方税法(昭和25年法律226号。以下「地方税法」という。)第24条に規定する道府県民税の配当割(以下「所得税等」という。)を源泉徴収する事務(以下「徴収事務」という。)。ただし、徴収事務は、株式事務取扱機関が作成した源泉徴収税に係る内訳明細書(以下「源泉徴収内訳明細書」という。)に基づき行い、所得税徴収高計算書の「納付義務者」欄に機構の所在地及び名称を記載し、「摘要」欄に配当金支払取扱銀行の所在地及び名称を記載するものとする。
- ロ 所得税等を機構の所轄税務署等に一括納付する事務。ただし、所得税等の納付は、徴収の日の属する月の翌月10日までにを行うものとする。

(2) 株式事務取扱機関に委任する事務

- イ 外国株券等参加者から提出された外国株券等実質株主に関する資料等に基づき、源泉徴収内訳明細書を作成し、配当金支払取扱銀行に提出する事務
- ロ 外国株券等参加者から提出された外国株券等実質株主に関する資料等に基づき、外国株券等の株式配当を外国株券等実質株主に交付する際、所得税等を徴収する事務(以下「株式配当徴収事務」という。)。株式配当に係る所得税等の徴収は、機構が当該外国株券等の株式配当により新たに受領した外国株券等を売却して得た金銭又は外国株券等実質株主が当該所得税額相当額として外国株券等参加者又は株式事務取扱機関を通じて機構に支払った金銭を充当することにより行う。

ハ 前ロの株式配当徴収事務に係る納付事務。

前号ロただし書は、この納付事務について準用する。

所得税徴収高計算書の「徴収義務者」欄に機構の所在地及び名称を記載し、「摘要」欄に株式事務取扱機関の所在地及び名称を記載するものとする。

- 二 外国株券等の配当等に係る支払調書を作成し、機構に送付する事務。ただし、やむを得ず本人確認ができない場合には、外国株券等に係る支払調書に本人確認未済の表示を行い、本人確認済の外国株券等の配当等に係る支払調書と本人確認未済の表示を行った支払調書とを区分するものとする。

- 2 機構は、前項第2号二に基づき受けた支払調書を本人確認済と本人確認未済に区分して機構の所轄税務署に提出するものとする。

(株式事務等に係る外国株券等参加者の義務)

第33条 外国株券等参加者は、所得税法第224条に規定する受領者が告知され、告知書の受入れ又は本人確認書類の提示を受けた場合には、告知された又は告知書若しくは本人確認書類に記載された氏名又は名称及び住所の確認を行うこととし、当該告知書及び本人確認書類を保管するものとする。

- 2 前項の規定に従い、外国株券等参加者は、本人確認を行った旨を外国株券等実質株主に関する資料等に表示し、株式事務取扱機関に通知する。

- 3 外国株券等参加者は、所得税法施行令第337条第3項、同令第338条第4項及び第5項に規定する帳簿、同令第339条第6項に規定する無記名公社債等の保管に関する帳簿等並びに同条第8項の規定による本人確認に関する帳簿を作成し、保管するものとする。

(外国株券等の配当等に係る事務に関する責任等)

第34条 外国株券等参加者の源泉徴収事務に起因する誤りがあった場合には、当該外国株券等参加者は、当該誤りに係る所得税等(不納付加算税及び延滞税を含む。)を配当金支払取扱銀行の所轄税務署等に納付するものとする。ただし、源泉徴収事務に起因する誤りが配当金支払取扱銀行に起因するものである場合には、当該配当金支払取扱銀行が所轄税務署等に納付するものとする。

- 2 第32条第1項第1号イに規定する所得税徴収高計算書の記載方法にあつては、前項ただし書の配当金支払取扱銀行の納付について、第32条第1項第2号ハに規定する所得税徴収高計算書の記載方法にあつては、前項本文の外国株券等参加者の納付について準用する。
- 3 外国株券等参加者は、前項の源泉徴収事務に起因する誤りに関し、顧客との間において紛議が生じた場合には、当該外国株券等参加者の責任において解決するものとする。

(その他の事務処理)

第35条 第32条第1項第2号の規定は、外国株券等実質株主に現金及び株式配当以外の権利(株式事務取扱機関が処理することとされている権利に限る。以下「その他の権利」という。)が付与された場合について準用する。ただし、当該権利が、国内において源泉徴収の対象となる場合について準用する。

- 2 その他の権利について、株式配当に係る事務に準じることが適当でないと認められる場合には、配当金支払取扱銀行、株式事務取扱機関、機構その他の関係者が協議のうえ定めることとする。

第2節 配当等の処理

(1株未満の算定方法)

第36条 規則第78条第1項第2号、同第79条第1項第2号及び同第3号に規定する1株未満の算定は、外国株券等実質株主ごとに行うものとする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、会社法(平成17年法律第86号)の施行の日から施行する。

附 則

この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）から施行する。

附 則

この改正規定は、平成19年12月3日から施行する。

1. 外株参加者端末装置からの入出力によるデータの授受

区分	データの種別	時 間	備 考
外国株券等参加者からの入力データ	前日振替請求	振替日の前営業日の午前8時45分から午後4時45分まで	入力に係る訂正及び取消は、入力直後のバッチ処理まで可能
	当日振替請求	振替日の午前8時45分から午後4時45分まで	
	外国株券等の現地保管機関への預託及び交付指図入力	午前8時45分から午後4時15分までのうち現地指定保管機関別に機構が指定する日時	
	振替一時停止申告(日本証券クリアリングの決済に係る振替)	振替日の前営業日の午前8時45分から午後4時45分まで	振替一時停止申告及び振替一時停止解除申告に係る各々の訂正及び取消は、当該各申告入力直後のバッチ処理まで可能
	振替一時停止解除申告(日本証券クリアリングの決済に係る振替)	振替日の午前8時45分から午後2時45分まで	
	外国株券等参加者自己分通知	通知対象日の翌営業日の午前8時から午前9時まで	
	外国株券等実質株主に関する資料等	対象となる権利の権利確定日の翌営業日から3営業日後までの、午前8時から午後6時まで	
外国株券等参加者への出力データ	振替結果通知	バッチ処理終了後、2営業日後までの、午前8時から午後6時まで	
	口座残高が不足する場合の結果通知	バッチ処理終了後、2営業日後までの、午前8時から午後6時まで	
	口座残高通知	バッチ処理終了後、2営業日後までの、午前8時から午後6時まで	

2. ファイル伝送によるデータの授受

区分	データの種別	時 間	備 考
加外力者国デから株券等の等入参	外国株券等実質株主に関する資料等	対象となる権利の権利確定日の翌営業日から3営業日後までの、午前8時から午後6時までのうち外国株券等参加者別に割り当てられた時間帯	

3. カートリッジ型マグネットテープによるデータの授受

区分	データの種別	時 間	備 考
株への手交データ取扱機関	外国株券等実質株主に関する資料等	対象となる権利の権利確定日の5営業日後	

4. スイフトネットワークによるデータの授受

区分	データの種別	時 間	備 考
現地保管機関からの受領データ	外国株券等の現地保管機関への預託及び交付完了通知	時間指定なし	
	外国株券等の現地保管機関への預託及び交付未了指図状況通知	時間指定なし	
	口座残高通知	時間指定なし	
	権利処理に係る事前通知	時間指定なし	
	権利処理に係る完了通知	時間指定なし	
現地保管機関への手交データ	外国株券等の現地保管機関への預託及び交付指図データ(取消分を含む)	午前9時35分から午後4時55分まで	
	権利処理に係る指示・連絡	時間指定なし	

振替等の処理順位

1. 振替等の処理種別の順位

処理種別	処理順位
イ. 外国株券等に係る預託	1
ロ. 外国株券等の現地保管機関からの交付(完了)	2
ハ. 有価証券引渡票に係る貸借の決済に係る口座振替	3
ニ. 清算約定の決済	4
ホ. 前日・当日振替請求	5
ヘ. 外国株券等の現地保管機関からの交付(交付請求口座への振替)	6

処理順位が3～6については、上位の処理順位で未了となったものがある場合、下位順位の処理(残高が減少するものに限る。)は実行されない。したがって、清算約定の決済が渡方外国株券等参加者の残不足のため実行できない場合、当該外国株券等参加者の下位順位の処理のうち残高の減少要因となるものは、その処理について当該参加者の残高が充足していても実行しないこととなる。

ただし、清算約定の決済に係る口座振替の一時停止を行っている場合には、下位順位の処理は当該清算約定の決済に係る口座振替がないものとして処理される。

2. 同一種別内に複数の請求が競合する場合の順位

1.に定める処理手順において、同一の処理種別内で複数の請求が競合する場合には機構が受け付けた順位で処理を行うこととし、また、その受け付けの順位が明確でないときは次の各号に掲げる当該順位で処理を行う。

(1) 外国株券等に係る預託(完了)

機構の現地保管機関からの完了通知受領順

(2) 外国株券等の現地保管機関からの交付(完了)

機構の現地保管機関からの完了通知受領順

(3) 前日・当日振替請求

外国株券等参加者の入力順。ただし、上位の処理が未了となった場合には、下位の処理は実行されないものとする。

(4) 外国株券等の現地指定機関からの交付(交付請求口座への振替)

外国株券等参加者の指図入力順。ただし、上位の処理が未了となった場合には、下位の処理は実行されないものとする。

以上